

緊急地震速報の訓練の結果について（その 2）

- アンケートの結果と訓練のまとめ -

1．はじめに

昨年(平成 21 年)12 月 1 日に実施した緊急地震速報の訓練では、中央省庁等や全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を運用する地方公共団体向けの配信に加えて、訓練に参加する利用者の受信端末にも、初めて訓練用の緊急地震速報(以下、訓練報)を配信しました。この訓練の結果については、昨年 12 月 15 日に一度お知らせしたところですが、今般、今回の訓練についての課題を把握し、今後の緊急地震速報の活用や訓練の改善に資するため、緊急地震速報の予報業務許可事業者、配信事業者や受信端末で訓練報を受信し訓練に参加された方々に実施したアンケート結果がまとまりましたので、その概要を紹介するとともに今回の訓練についてとりまとめました。

2．訓練参加者の訓練に対する評価及び明らかになった課題

(1) アンケートの回答状況

アンケートの回答総数は 193 でした。統計的な分析は困難ですが、予報業務許可事業者、配信事業者、個人、会社等、様々な立場で訓練に参加された方々から貴重なご意見をいただきました。

アンケート結果は別紙のとおりです。

(2) アンケート調査による訓練の実施状況と訓練参加者の評価等

訓練の実施状況については、受信端末利用者の多くが訓練報により緊急地震速報の利用の心得に従って身の安全を守る行動をとっています。また、受信端末の動作について確認した例も多く見られました。

訓練の評価としては、いざというときの行動の確認ができた、今後も訓練に参加したい、訓練の大切さがわかったとの回答が大半でした。また、問題点が見つかったので改善したいという回答もありました。

その他、訓練の実施時期や周知・広報等に関する意見がありました。詳細は別紙を参照ください。

(3) 今回の訓練で明らかになった課題

訓練報による列車の一時停止

福岡市交通局は、訓練の実施を認識していなかったため、訓練報により自動制御が作動し運行中の列車が一時停止しました。

配信事業者の方針の事前周知不足

訓練報を配信しなかった事業者の中には、事前にその方針を利用者に伝えていなかった者があり、訓練報が届かなかった利用者から気象庁に訓練の実施に関する問い合わせが多数ありました。

受信端末等の動作の不具合

アンケートによると、予報業務許可事業者、配信事業者による訓練報の配信については問題ありませんでしたが、端末の動作や端末に接続している設備等に不具合が見つかった例がありました。詳細は別紙を参照ください。

3. 今回の訓練のまとめ

(1) アンケート結果から、受信端末利用者により緊急地震速報の訓練が緊急地震速報の利用の心得に従って適切に行われたこと、緊急地震速報の訓練の重要性を認識いただいていることが窺えたことから、訓練の目的は概ね達成したと考えられます。

また、本来、緊急地震速報の訓練は、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動を確認するために行なうものですが、今回の訓練では、訓練報が受信端末の動作確認に使われた例がありました。受信端末の動作確認は、必ずしも訓練と連動して行わなければならないという性格のものではないことから、その方法について今後関係者を交えて検討していくことが必要と考えられます。

(2) 福岡市交通局では受信端末が実際の地震の場合と同様に動作し、地下鉄が自動停止しました。この事例から、

受信端末機能が低い(例えば、本物と訓練報を区別できない)

配信事業者において利用者ごとの配信設定ができない

個々の利用者の利用形態の把握ができていない

周知方法の不備で利用者に訓練報配信の情報が十分に周知されていない

等の緊急地震速報の伝達や利用に関する課題が明らかになっています。

これらの課題への対処として、気象庁では今後関係機関の協力や有識者のご意見を伺いつつ、以下の対策を進めます。

- ・受信端末の機能や適正な利用に関するガイドラインの策定に向けた検討を行う。
- ・事業者がガイドラインへの準拠を働きかけるとともに、利用者にもガイドラインに沿った利用について周知広報を行う。
- ・鉄道など公共の安全に関わる業種については、関係機関と協力し、個別に緊急地震速報の利用状況を把握するとともに、問題がある場合には改善を促す。
- ・訓練に関する周知をさらに充実させる。当面、同意の得られない受信端末利用者には訓練報を配信しないよう、配信事業者・予報業務許可事業者に対応を徹底する。

緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが来るまでの時間はごくわずかであり、その短い間に、あわてずに身を守るなど適切な行動をとるため、日ごろからの訓練が必要です。このため、気象庁では、より多くの方々に訓練を実施していただけるよう、予報業務許可事業者、配信事業者に訓練報配信への対応を促すほか、緊急地震速報の訓練の意義を十分認識いただいた上で参加いただけるよう周知についてもさらに徹底を図ったうえで、今年も訓練に臨みます。

本件に対する問い合わせ先

気象庁総務部民間事業振興課 03-3212-8341(内線 4786)

地震火山部管理課 (内線 4505)